



平成26年10月20日

NIIKOKU

PRESS RELEASE

本紙投げ込みを以て解禁

記者発表資料

新潟県政記者クラブ
新潟日報社(津川支局)

過積載から道路を守るため国道・高速道路での 『違法トラックの合同取締り』を実施しました

過積載車両や大型車両の違法運行に伴う事故や、道路・橋梁の損傷を未然に防止することを目的に、新潟国道事務所、NEXCO東日本 新潟管理事務所、新潟県警察本部交通部高速道路交通警察隊新潟分駐隊、津川警察署による同時取締りを実施しました。

【今回の合同取締りの結果】

日時：平成26年10月17日（金）14：00～16：00

場所及び実施結果

○国道49号 津川除雪ステーション（東蒲原郡阿賀町野村地先）

取締り実施台数：22台 内、違反指導を行った車両：5台

《違反指導の内訳》

道路法取締り

・特殊車両通行許可違反 5台

道路交通法取締り

・過積載違反 0台

○磐越自動車道 津川インターチェンジ（東蒲原郡阿賀町津川地先）

取締り実施台数：3台 内、違反指導を行った車両：1台

《違反指導の内訳》

道路法取締り

・特殊車両通行許可違反 1台

道路交通法取締り

・過積載違反 0台

道路を安全に利用していただくにはルールを守り、整備された車両による適切な運行を心がけなければなりません。規則を周知・理解していただけるよう呼び掛けます。

お問い合わせ先

国土交通省 北陸地方整備局 新潟国道事務所

管理第一課長 土田 利明（内線431）

電話 025-244-2159(代表) FAX 025-246-7767

NEXCO東日本 新潟管理事務所 管理担当課長 関矢 政雄

電話 025-287-4411(代) FAX 025-287-4422

受付時間 8時50分～17時20分（土・日・祝日除く）

新潟県警察 津川警察署 交通課長 佐藤 信夫

電話 0254-92-0110 FAX 0254-92-5910

国土交通省
新潟国道事務所

〒950-0912 新潟市中央区南笹口2-1-65

<http://www.hrr.mlit.go.jp/niikoku/>



国土交通省北陸地方整備局

【取締の状況】

津川除雪基地
国道49号



津川IC
磐越自動車道



道路はみんなの財産です!!

規定を超える重量で道路を走行する過積載は、ボディーブローのように徐々に舗装や橋梁の損傷を進めるなど、道路の寿命を縮める大きな原因の一つです。さらには車両の重心が高くなることによる横転等により重大な事故につながる可能性もあります。

また、規定を超える重さや寸法で道路を走行する場合は特殊車両として通行許可が必要であり、許可を受けた車両は通行経路や走行時間等の許可条件に適合した走行をする必要があります。

「特殊車両」は通行許可が必要です

大型トレーラなどの「特殊車両」は、大きな貨物や大量の貨物を目的地に届けるために必要なことで、私たちの暮らしに大変役立っています。この「特殊車両」は重量が重く、寸法も大きいため、他の通行車両に迷惑をかけないように通行したり、道路を傷めないようにさまざまなルールが定められています。

車両の諸元		一般的制限値
幅		2.5メートル
長さ		12.0メートル
高さ		3.8メートル(高さ指定道路は4.1メートル)
重さ	総重量	20.0トン(重さ指定道路は25.0トン)
	軸重	10.0トン
	隣接軸重	隣り合う車両の軸距が1.8メートル未満 18.0トン※
	隣接軸重	隣り合う車両の軸距が1.8メートル以上 20.0トン
	輪荷重	5.0トン
最小回転半径		12.0メートル

※但し、隣り合う車軸の軸距が1.3メートル以上、かつ、隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5トン以下のときは19トン

これらの制限値を1つでも超える車両は
「通行許可」が必要です！

ルール違反の車両が道路に及ぼす影響

道路は国民の財産であり、道路利用者に安全かつ快適な状態で提供し、次世代により良好な状態で引き継いで行くことが重要な課題となっています。しかし、一部の過積載車両や違法意識の低い車両の通行により、道路は大きなダメージを受けています。

舗装のひび割れ



舗装のわだち掘れ



※舗装の他、橋梁などの道路構造物に対して寿命を縮める原因となります。